3 第8期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価

(1)取り組みの概要と課題

第8期計画について、評価の基準指標となった主な取り組みの概要と課題は以下のとおりです。

基本目標	取り組みの概要と課題	
基本目標Ⅰ	地域のネットワークづくり	
地域で生きがいを	I-①地域包括ケア推進事業	
持ち、いきいきと暮	境港市包括ケア推進協議会の再編成	
らす	令和2年度からは地域ケア会議を地域ケア推進会議と地域ケア	
	個別会議・フレイル予防コア会議に細分化、代表者会議を推進会議	
	へ移行し、より実践的な組織へ再編成した。	
	地域ケア会議等の開催	
	課題抽出型の地域ケア会議から、令和2年度からは、個別事例を	
	検討する地域ケア個別会議、及びフレイル予防施策の体制づくりな	
	どを協議していくフレイル予防コア会議を開催している。	
	また、毎年多職種連携研修会を開催し、専門職等により、高齢者	
	の方々が地域でより良い暮らしのために情報交換をし、顔の見える	
	関係づくりを行った。(令和2年度から3年間、コロナ禍にて開催せ	
	ず)	
	◆課 題	
	・地域ケア会議の効果的な運営	
	・地域生活を支える受け皿となる地域のネットワークづくり	
	・住民への周知	
	I-②地域包括支援センターの機能強化	
	地域包括支援センターの直営一本化後の体制強化	
	平成 28 年 10 月から、2か所委託型設置していた地域包括支援	
	センターを直営一本化し、長寿社会課の一係として、市役所内に設	
	置した。相談件数の増加等に対応するため、体制強化(人員増)を	
	図った。	
	【目 的】	
	複雑な問題を抱える高齢者が増加する中、地域包括ケア体制の	
	構築において、地域ケア会議の開催や地域のネットワークづくりの核	
	となる機関として、より一層の機能強化を図る。	

【地域包括支援センターの役割】

高齢者の総合相談、介護予防のケアマネジメントや関係機関との 連携、介護予防事業など高齢者への支援。

【地域包括支援センターの構成員】

相談件数の増加に伴い、令和2年4月に介護支援専門員を1名、 令和4年4月に市保健師を1名増員した。

<令和5年度現在>

センター長(保健師1) 事務職(1) 社会福祉士(2)

保健師(3) 主任介護支援専門員(2)

介護支援専門員(8) 認知症地域支援推進員(1)

◆課 題

高齢者の生活課題を明らかにし、より効果的な支援体制の構築 と地域包括支援センターのスムーズな運営

1-③地域での見守り体制の充実

ア 高齢者見守りネットワーク構築事業

一人暮らし高齢者など見守りを必要とする高齢者が増加し、地域 ぐるみでの支援が必要とされる中、高齢者が住み慣れた地域で安 心して暮らせるよう、地域の高齢者に関わる自治会や地区社会福祉 協議会、高齢者クラブ等の団体や地域住民が連携を図り、日常生活 の中で高齢者を支えるシステムとして、地域のネットワークづくりを推 進している。

◆課 題

- ・市内全域への取組の拡大
- ・住民に対する意識づけ

イ 高齢者実態調査事業

65歳以上の独居世帯や80歳以上のみ高齢者世帯を訪問し、生活状況を把握することで、支援を必要とする者に対しての訪問活動等に繋げている。

ウ 緊急通報システム事業

心身に不安のある一人暮らし高齢者宅に緊急通報装置を設置し、電話による定期的な安否確認や相談等に応じるなど連絡体制の充実を図っている。

エ 高齢者見守り事業

家族関係や地域とのつながりが希薄な75歳以上の一人暮らし高

齢者宅を訪問し、安否確認や各種相談に応じ、在宅生活を支援している。

オ 避難行動要支援者名簿の整備

一人暮らし等の高齢者に対して、災害発生時における避難体制づくりのため、民生委員等の協力を得て要支援者の名簿を整備する。 地域の防災組織等と連携し、緊急時の避難体制の充実を図っている。

◆課 題

- ・避難行動要支援者名簿の効果的な活用
- ・緊急時に備えた、平時からの見守り・支援 (高齢者見守りネットワークとの連携)

力 認知症高齢者等事前登録事業

行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を事前に登録し、その情報を警察と共有することで、行方不明時に早期発見・保護するための体制を整えている。

地域資源を活かした多様な介護予防と社会参加の推進

2-①健康づくりと介護予防の推進

要介護になる理由は、生活習慣病によるものとフレイル(虚弱)によるものに大別されるが、フレイルの方が多いと言われている。このことから、フレイル予防が超高齢化社会を迎える日本の最重要の国家 戦略の一つとして位置づけられている。

「フレイル」とは、介護が必要となる前の虚弱な状態を表し、健康なうちから、その予防に取り組むことが重要である。

- ○「運動」、「栄養」、「社会参加」の健康長寿のための3つの柱と 地域づくりの視点を取り入れ、各事業を包括的に展開していく。
- ○実施している介護予防実践の効果が、数値として目に見えるように、評価をするシステムづくりをし、住民の「自分事化」と継続 意欲の向上につなげていく。

ア 運動器機能向上事業(転倒予防教室)

フレイル予防の3つの柱の一つが運動である。寝たきりの原因となる高齢者の転倒予防のプログラムを提供している。「いきいき百歳体操」を各公民館で4回シリーズの教室として実施し、「ゆっくり・簡単・効果が実証」できることで、その後、住民による地域での自主活動へつながり、開催箇所、参加者数ともに増えている。継続実施に向けた

意欲向上や新規実施者を増やすために、「いきいき百歳体操フォロー講座」を年何回か開催したり、地域の実施場所をまわり声かけ支援等を継続している。

◆課 題

さらなる参加者の増加・継続及び地域全体への普及

イ みんな一緒にフレイル予防大作戦

令和3年度からの新規事業。高知市が開発した「いきいき百歳体操」の DVD を配布し、地域で活発な自主活動につながっている。 境港市版フレイル予防実践動画として、「いきいき百歳体操」や「口腔体操」「タオル体操」「脳トレ」など7つのチャプターに分け、I本にまとめた境港市版の DVD を作成し、団体や、住民に配布、地域で楽しくフレイル予防を行うツールとして活用しながら、健康寿命延伸に向けて取り組んでいく。

ウ 介護予防筋力向上トレーニング事業

フレイル予防の3つの柱の一つ、運動習慣をつけるため、パワリハ 器具やストレッチなどの体操コース、また、口腔や栄養の講話を取り 入れたコース等、6から7コースを、前期・後期で実施している。

◆課 題

- ・事業効果、必要性の周知
- ・より効果的な事業展開の検討

工 健康相談事業

高齢者の心身の健康に関し、個人に応じたきめ細やかな指導及び助言等の支援を行っている。

才 健康教育事業

介護が必要な状態になることを予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康づくりやフレイル予防についての知識の普及、高齢者の健康の保持増進に係る教室を地域で開催している。

- ○ふれあいの家 ○認知症予防自主サークル
- ○各公民館(公民館講座と共に)
- ○各団体からの要望時等

◆課 題

健康づくり、フレイル予防への意識付けと参加者の増加

カ 口腔機能向上・栄養改善推進事業

フレイル予防の3つの柱の一つが、栄養(口腔機能)である。低栄養にならないような工夫や、高齢者が自立した生活機能を維持し、要介護状態になることを防ぐことを目的に、口腔機能についての講話や口腔機能検診また、低栄養改善の講座を開催している。

◆課 題

内容の充実、効果の立証

キ 元気シニア増やそう(フレイル予防)事業

平成30年度より、フレイル(虚弱)予防の取組みの先駆けである、 東京大学高齢社会総合研究機構のスタッフを講師に、「元気シニア 増やそう・フレイルサポーター養成講座」を実施し、養成されたサポー ターが、市民に対してフレイルチェックを実施している。住民は、自主 的に地域で健康づくり、介護予防に取り組みながら、チェックを受け ることで、フレイル予防を学び、気づき、自分事化することができる。さ らに、これをデータ化することにより、自分の予防効果を経年的に確 認することも可能になる。

【事業内容】

- ○講演会
- ○フレイルサポーター養成講座
- ○フレイルサポーター連絡会
- ○フレイルチェック
- ○ハイリスク者へのアプローチの構築

(令和2年度からフレイル予防コア会議)

	目的	令和 3 年度	令和4年度
講演会	フレイル予防の啓発	回 13人	I回 201人
フレイルサポ			
ーター	フレイルチェックを実施する	一回	1回
養成講座	サポーターの養成	10人	10人
(回数/人数)			
フレイルサポ	フレイルサポーターの連携、		
ーター連絡会	フレイルチェック技術向上、	5回	14回
(回数)	取り組みの検討		
フレイルチェッ	個々のフレイル状況を認識	16回	23回
2		132人	183人
(回数/人数)	し健康意識の向上	(延べ)	(延べ)

- ・内容の充実、効果立証の仕組みづくり
- ・ハイリスク者へのアプローチの構築

ク 高齢者鍼・灸・マッサージ施術費助成事業

鍼・灸・マッサージ施術に要する費用の一部を助成し、高齢者の健 康増進を図っている。

ケ 生活管理指導短期宿泊事業

介護予防が特に必要な高齢者等が養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、基本的な日常生活を送る訓練を受けることで、自立した生活を送れるよう支援している。

◆課 題

ニーズの掘り起こし及び事業の普及・啓発

2-②介護予防・日常生活支援総合事業の実施

多様な生活支援のニーズに対応し、高齢者が在宅生活を続けられるよう地域資源を活用しながら実施。

- ○訪問介護、通所介護相当のサービス
- ○緩和した基準によるサービス

訪問型サービス

シルバー人材センターへ委託…令和2年度から実施

通所型サービス

「みなと元気塾」(市社会福祉協議会へ委託)

…平成 29 年度から実施

「まめなかや」(こうほうえんへ委託)

…令和元年度から実施

「ステップリハはまかぜ」(介護老人保健施設はまかぜへ委託)

…令和3年度から実施

◆課 題

サービス費の増加

2-③介護予防・生活支援サービスの体制整備

ア 生活支援体制整備事業

境港市社会福祉協議会に委託し、「生活支援コーディネーター」 を2名配置。

生活支援サービスの充実に向けて、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。

- ・地域課題の発見
- ・地域の支えあい活動の啓発と体制づくりの推進

イ 生活支援サービス事業

一人暮らし高齢者等へ安否確認を兼ねたごみ出し等の生活支援 サービスを行う団体を支援している。

ウ 軽度生活援助事業

一人暮らし高齢者等がシルバー人材センターを利用した場合、年間 I 6時間を限度に利用料の5割を助成し、高齢者の在宅生活を支援している。

2-4社会参加と生きがいづくり

ア 高齢者クラブ活動の促進

高齢者自身もまちづくりや地域の福祉活動の担い手となることが 大切であるため、市は、高齢者クラブ連合会を通じた補助事業を行 うほか、活動の自主運営を側面から支援している。

【高齢者クラブの活動】

地域における高齢者の自主的な活動団体として、スポーツ活動、 文化活動等の生きがいづくり、健康講座等の健康づくり、さらに交通 安全活動、友愛訪問等の地域奉仕活動を通じて活力ある地域社会 づくりに貢献している。

◆課 題

会員の増加

イ 多様な学習機会の創出

各地区公民館が主催する社会教育講座は、多様なテーマを調査、設定し、高齢者の学習需要に応えられる内容になっている。

また大学公開講座、スポーツ教室、文化活動等の情報提供を行い、世代を超えた生涯学習活動参加の機会増大を図っている。

公民館講座の受講生による自主活動グループの育成支援を行い、高齢者の積極的な社会参加活動へとつなげていく。

ウ 地域活動の促進

地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会等の地域組織と一層連携を深め、地域住民が主体となったまちづくり活動への支援を通して、高齢者の生きがい活動、生涯学習活動を促進している。

活動が更に活発になるための支援

エ 就労促進(シルバー人材センター)

高齢者がその有する能力(知識・技術・経験等)を活かし、地域の中で働くことは、地域貢献や生きがいづくりにつながるほか、自立した生活の維持、日常生活への意欲や健康の増進にもつながるため、市では、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の地域雇用、就業機会の創出につなげている。

【シルバー人材センターの活動】

シルバー人材センターでは、登録会員を募集し、その有する技術 や能力に応じた様々な就労の場を提供している。

◆課 題

- 活動が更に活発になるための支援
- ・会員の増加

オ 高齢者サークル活動支援

高齢者が活動するサークルやコミュニティ活動の立ち上げを支援 することにより、高齢者の社会参加を促進し、介護予防の推進、高齢 者の生きがい・やりがいの増進を図っている。

◆課 題

活動が更に活発になるための支援

カ 高齢者ふれあいの家事業

在宅高齢者を対象に、身近な集会所等において地域の援助員などを中心にレクリエーションや軽体操を行い、参加者同士の交流を図り、高齢者の社会的孤立の解消、自立生活の助長及び介護予防を図っている。市は、各実施場所に出向き、健康づくり、フレイル予防など、具体的な取組みについて実践を取り入れながら情報提供を行っている。また、年I回、各地区社会福祉協議会毎に、援助員、市役所担当者、境港市社会福祉協議会で意見交換会を開催し、事業のスムーズな運営に活かす。

◆課 題

- 活動が更に活発になるための支援
- ・参加者の拡大

キ 敬老事業の実施(敬老会開催支援、祝金・記念品贈呈)

各地区最高齢者及び米寿を迎えた高齢者に対する祝金並びに市 内歳高齢者に対する記念品の贈呈は、令和3年度限りで中止し、令 和4年度からは、市社会福祉協議会が敬老会対象者全員に記念品 を贈呈する事業を支援している。

【敬老会の開催状況】

各地区の社会福祉協議会などが、地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表し、敬老会を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から4年度まで中止となった。令和5年度は境港市民交流センターにおいて、各地区合同で開催された。

ク ボランティア活動の推進

高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進、地域資源の活用の 観点から、市社会福祉協議会と連携し、介護支援ボランティアポイン ト制度を実施している。

ケ 高齢者の交流・活動の促進

高齢者実態調査や、各地区自治連合会定例会等、様々な機会を通じて、高齢者ふれあいの家事業や補聴器購入費助成事業等、高齢者の社会参加につながる市の取組みを紹介している。

基本目標2

医療と介護の連携体制づくり

住み慣れた地域 で安心して暮らし 続ける

I─①在宅医療·介護連携推進事業

○西部圏域在宅医療・介護連携に係る意見交換会の実施

西部圏域全体での取り組みとして、毎月1回開催。西部保健局や 西部医師会からも参加し、随時薬剤師会、歯科医師会の参加を受 け、研修会や事例検討会等を実施しながら、情報交換を行う。

○「連携ノート」の作成

市独自で、「在宅医療体制充実のための協議会」を立ち上げ、「連携ノート」を作成し、家族・医療機関・介護サービス事業所等が 在宅療養中の方の情報共有を図り、急変時の対応に活用している。

○地域ケア会議や多職種連携研修会などの開催

医療と介護の連携について地域資源の把握や課題抽出を行い、 解決策を検討していく。また、専門職同志、顔の見える関係づくりを行っている。

(令和2年度から4年度まではコロナ禍で、意見交換会は中止や ZOOMでの開催とした。また、多職種連携研修会は実施せず)

- ・在宅医療・介護連携推進事業の更なる充実
- ・連携ノート利用者の拡大

1-②家族介護の支援

ア 家庭介護用品購入費助成事業

在宅でおむつを使用している高齢者を介護している家族に、おむ つ代の一部を助成し、家族の介護負担を軽減している。

イ 家族介護教室

家族介護教室を開催し、介護方法やフレイル予防、介護者の健康 づくり等についての知識・技術の習得、介護者同士の交流を図り、高 齢者を介護する家族を支援する。

テーマごとに年間 I~4回実施。(令和2年度から4年度まではコロナ禍で実施せず)

◆課 題

内容の充実

認知症の理解と普及啓発、予防と早期対応等の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の知識を深め、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指す。

そのために、認知症に対する社会の理解を深め、本人や家族に適切な情報を伝える仕組みが必要。認知症の方や、介護する方の視点に立ち、地域の理解や相談体制の充実、「共生」と「予防」の観点から活動を推進する。

また、「基本目標 I 」を達成するための「取組の柱」の一つである「健康づくりと介護予防の推進」(8期計画 P35~38)とも連動しながら、包括的に展開していく。

2-①認知症の予防・普及啓発、早期診断・対応及び家族支援 早期発見・早期対応

ア 認知症初期集中支援チーム設置事業

高齢者の増加により認知症高齢者も増加することが見込まれるため、認知症の早期診断、早期対応に向け、平成 29 年4月より認知症初期集中支援チームを設置し、早期に包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげている。

【認知症初期集中支援チーム構成員】

- ○専門医として済生会境港総合病院医師
- ○地域包括支援センター専門職員

【認知症初期集中支援チームの活動内容】

- ○対象者を複数のチーム員が訪問、状況をアセスメント 必要時チーム員会議で検討
- ○毎月 | 回チーム員会議を開催
- ○毎回 I ~4例の事例を検討、I か月・3か月・6か月でモニタリングを 実施

イ 認知症地域支援推進員の配置

地域に出向き、認知症の本人・家族・関係者からの相談を個別に 受け、支援機関との連携を図っている。認知症初期集中支援チーム 冒としても活動している。

◆課 題

- ・認知症高齢者やその家族の支援強化
- ・認知症初期集中支援チームの円滑な活動
- ・認知症に対する正しい知識の普及啓発

ウ 認知症ケアパスの作成及び活用

令和元年から令和2年度にかけて、地域ケア会議で関係機関に 意見をもらい作成し、令和2年度には全戸配布を行った。今後も活用 できる地域資源や相談窓口等、広く普及啓発をし、不安な時、相談 できる場所、人がいることをきちんと伝えていく。必要時、改正を加え ながら活用を続けていく。

理解の促進と情報提供

エ「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり市民大会」の開催 毎年 I 回、認知症やその予防に関する講演会や本人発信のシンポ ジウム等を開催し、認知症について正しい知識の啓発をしていく。

オ 認知症サポーターの養成

認知症高齢者の早期発見と認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民に認知症の正しい知識の普及を図り、認知症に対する理解を深めることで、見守りや支援など地域で支える体制づくりに取組んでいる。

【サポーター養成講座の実績】

	令和3年度	令和4年度
回 数	15回	14回
人数	366人	386人

※毎年小学校と連携し、4年生に対して養成講座を実施。 (地域で自主活動をしている認知症予防サークルの方々と共に実施。) (令和2年度から4年度まではコロナ禍で実施せず)

カ 認知症ケアパスの作成及び活用(再掲)

- キ 認知症カフェの開催
- ○家族のつどい

介護家族や経験者や専門家が集い、情報交換を行うことで、家族 の精神的な負担や介護負担の軽減などを図っている。

○おれんじカフェさかいみなと

誰でも参加でき、お茶を飲みながら、認知症をはじめ介護予防や 健康づくりなどの、正しい知識を身に付けたり、情報交換を行える場 を提供している。

地域における支援体制構築・家族支援

- ク 認知症予防自主サークル活動とその支援
- ○認知症に対する理解を深め「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、全地区で15のサークルが活動している。
- ○年 I 回のサークル学習交流会を開催し、活動報告や意見交換を行うことで、活動意欲の継続、向上を推進している。(令和2年度から4年度まではコロナ禍で実施せず)
- ケ 認知症カフェの開催(再掲)
- コ 認知症高齢者等事前登録事業(再掲)

県や西部圏域関係機関との連携

- ○講演会や研修会への参加
- ○本人ミーティング、オレンジカフェなどへの参加(本人や家族への 促し)

◆課 題

- ・認知症予防事業へのさらなる参加者の拡大と意識付け
- ・サークル活動の活性化及び継続

2-②権利擁護の推進

ア 中核機関の整備

権利擁護ネットワークほうきと連携し、認知症などにより判断能力が不十分で、生活を送る上で問題を抱える高齢者に対し支援を行うとともに、福祉や司法など、専門機関と連携して広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を備えた中核機関の整備を進めている。

イ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者等に対して、本人に代わって法的に代理や同意、取り消し権限を後見人に与えて本人の保護・権利が守られる成年後見制度の活用を促進するため、申立にかかる費用、成年後見人等の報酬を助成している。

◆課 題

- ・制度の周知・啓発
- ・成年後見制度のニーズの増加に対応するため、市民後見人 の養成をはじめ支援体制の構築

ウ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の未然防止・早期発見・対応に向け、保健・医療・福祉・警察など関係機関との連携体制の構築を図っている。

エ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するための啓発を行うとともに、消費生活センター、民生委員、介護支援専門員、警察等が必要な情報提供・情報交換を行い、被害防止に取り組んでいる。

災害や感染症対策に係る体制整備

3-①災害対策の推進

災害時に自力避難が困難な高齢者の安全を確保するために、「境港市地域防災計画」に基づいて避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、民生児童委員や自治会、警察、消防等など、地域の関係団体・機関と情報共有をするとともに、「支え愛マップ」の作成等を通して、支援体制の構築を進めている。

3-②感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生時においても、必要なサービスの提供が継続するように、国や鳥取県の方針及び対策、「境港市新型インフルエンザ等対策行動計画」などを踏まえ、介護事業所等と連携して予防対策等を推進している。

基本目標3

利用者の自立を 支える介護保険サ ービスの安定した 提供

在宅介護を支える基盤の整備

1-①介護保険サービスの整備

ア 地域密着型サービスの整備

身近できめ細かいサービス提供や認知症の方への支援を図っている。

イ 介護や介護の仕事の理解促進事業

将来の介護従事者の確保を図るため、平成30年度より中学生に 出前講座を、令和4年度からは新たに保護者向けの講座も開催し、 介護の魅力を伝え理解促進に取り組んでいる。

◆課 題

継続した出前講座の開催

1-②介護保険サービスの質の向上

ア 介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者や家族、介 護スタッフ等とコミュニケーションを図ることで、利用者の疑問や不 満、不安の解消及びサービスの質的向上を図っている。

イ 事業者による情報公表

介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業者の情報を 比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能に することを目的として、介護サービス情報をインターネットにより公表 している。

ウ 適切な要介護認定の推進

介護保険制度が公平に運営されるためには、サービス利用の入り口である要介護認定が適切に実施されることが重要である。認定調査員を対象とした研修を受講し、適切な要介護認定につなげている。

◆課 題

認定調査員の調査技術の向上

エ ケアマネジメントの適正化

居宅介護支援事業所を対象にケアプランの提出を求め、必要に 応じてヒアリングや実地調査、ケアマネジャーに対する助言指導がで きる体制を整備している。 また、ケアマネジャーが高齢者に対し、適切な対応ができるよう各種情報提供を行い、事例検討会等を開催し、ケアプランの質の確保を行っている。

◆課 題

定期的な研修の実施

1-③適切な介護保険サービスの利用

ア 事業者への指導監査の実施

県指定の事業所には県との合同で、地域密着型サービスにおいては市が単独で、定期的な実地指導を行い、給付費適正化を図っている。

イ 介護情報突合

鳥取県国民健康保険団体連合会から送信される情報(給付実績) を活用し、医療情報との突合や介護報酬請求等の適正化に努め、指 導等の効率化を図っている。

ウ 住宅改修・福祉用具の点検

福祉用具や住宅改修が適正に実施されているか、写真等で確認し、必要に応じて現地を訪問し調査している。

エ 介護保険制度の周知

利用者が適正なサービスを受けられるよう、介護保険制度の周知等を行い、制度の理解と適切な制度利用を図るために広報に努めている。

自分にあった住まいや施設の充実

2-①暮らしやすい住まいの整備

ア 高齢者住宅改良費助成事業

要介護認定を受けた人の風呂やトイレなどの改修費用(新築・増築を除く)の一部を助成し、在宅生活が継続できるよう支援している。

イ 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者と同居する者に対して、高齢者のために住宅を増改築するための資金を貸し付け、高齢者の在宅生活を支援していたが、平成24年度を最後に貸付がないこと、令和3年度に貸付の償還が全て終了したことから、令和5年度末、事業廃止予定。

ウ 介護保険住宅改修支援事業

ケアマネジャーの報酬算定外となる介護サービス利用のない高齢者に対する介護保険の住宅改修理由書の作成手数料を負担することで、住宅改修が円滑に行われるよう支援している。

2-②多様な住まい

ア 高齢者世話付住宅

市営住宅に高齢者の安全や利便に配慮した居室を整備し、生活援助員による安否確認、生活上の指導や相談、緊急時の対応などのサービスを提供し、自立した生活を支援している。

イ 養護老人ホーム

身体上、精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、家庭で生活することが困難な高齢者が市の措置により入所する施設。入所判定委員会の開催等により適切に措置を行っている。

ウ 生活支援ハウス

常時施設に滞在する生活援助員から各種相談や緊急時の対応などのサービスを受けられる施設に入居させ、自立して生活することに不安のある低所得の高齢者を支援している。

エ 有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅

食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を提供する高齢者向けの居住施設。市内には有料老人ホームが4箇所、サービス付高齢者向け住宅が4箇所整備されている。

老人福祉法の改正により指導監督の仕組みが強化されたことに 伴い、県と連携を図り入所者保護に取り組んでいる。

◆課 題

人口動態や介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)待機者 を考慮した施設整備の検討